

長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会設置要綱

(目的)

第1 地球温暖化対策に関する事項について必要な調査、検討を行うため、長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(調査・検討事項)

第2 専門委員会は次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 地球温暖化対策を推進するための計画の策定又は改定に関すること
- (2) 長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）に関すること
- (3) その他必要と認められること

(組織)

第3 専門委員会は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第29条第3項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）15名以内で組織する。

- 2 専門委員会には委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4 専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門委員会は、必要があると認めたときは、特定分野で顕著な活動実績のある学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第5 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、調査・検討結果を報告する。

(事務局)

第6 専門委員会の事務局は、長野県環境部環境エネルギー課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する

附 則

この要綱は、令和元年7月26日から施行する